

一 般 質 問

平成24年3月定例会

No.	質 問 者	質 問 事 項
1	14番 成川 保美	結婚支援事業の位置づけを
2	10番 小清水 招男	元気な自治会へ
3	7番 原 憲三	農業者高齢化対策を
4	1番 金子 正直	中央公園における指定管理者制度の導入について
5	3番 二宮 章悟	にぎわいと活力のあるまちを
6	8番 岸 光男	地域通貨の今後は
7	5番 戸村 裕司	防災計画はボトムアップで
8	2番 曾我 功	里山の再生をめざして
9	15番 小沢 長男	(1) 経済と国民生活のさらなる悪化をまねく消費税増税に反対を (2) こども園化は慎重に、中村保育園は廃園すべきではない (3) 水道水質の改善と水道料金の値上げについて

※通告内容については、町ホームページにも掲載しています。

<http://www.town.nakai.kanagawa.jp/>

議会事務局

TEL 81-3905

【問】 1 結婚支援事業の位置づけを	14番 成川 保美
<p>第5次中井町行政改革大綱に基づき、最少の職員で第5次中井町総合計画後期基本計画に定める諸施策を効率的・効果的に推進するために中井町行政組織が見直しされ、社会の変化に対応できる柔軟で持続可能な地域社会を作り出していくためには、住民と行政の協働によるまちづくりを進展させていく必要があると、地域支援課が新しく設置されます。</p> <p>平成22年に内閣府が調査した結婚・家族形成に関する調査によると、8割以上が結婚を望んでいるがなかなかできない状況であり、少子化による将来の地域全般の活力低下や、コミュニティー存続の危機となっている現状があります。</p> <p>未婚化、晩婚化はもはや個人だけの問題ではなく、行政が支援し、解消できるように婚活支援をしている自治体も増えています。</p> <p>我が町でも出会いの場を提供し、結婚率や出生率の増加、地域活性化を視野に入れた結婚支援事業を取り入れ、後期基本計画に明記されている人口12,000人の目標達成策のひとつにするお考えは。</p> <p>また、行政組織の見直しによるメリット・デメリット、及び町民への説明・周知方法等についてお尋ねします。</p>	
【町長答】	
<p>2010年の日本女性の合計特殊出生率は1.39で、先進国が現状の人口規模を維持するのに必要とされる2.1を大きく下回り、世界的に見ても極めて低くなっています。</p> <p>少子化による生産年齢人口や消費人口の減少、そして65歳以上の高齢者の人口に占める割合も約23%となり、少子高齢社会が進むことにより、地域経済の回復もさらに遅れ、自治体の財政も立ち行かなくなる事態が発生しないか危惧されています。</p> <p>そのようなことから、人口減少に歯止めをかけ定住化を促進する対策として、小児医療費や予防ワクチン接種費の無料化など、本町では子育て支援施策の充実にも積極的に取り組んでおりますが、近年では晩婚化や未婚化という人口減少化への一つの要因に着目した、いわゆる「婚活」支援への取り組みをする自治体も見受けられます。</p> <p>結婚相談については、かつては縁を取り持つ近所の方の紹介や斡旋により整った例が多くありました。しかし、現代においては近所づきあいの希薄化やプライバシーへの配慮などもあり、衰退化していることは、非常に残念に思うところであります。</p> <p>しかしながら、未婚化、晩婚化が進む現代社会の中では、これら結婚支援への取り組みは、町民はもとより事業経営者等の後継者問題の解消にもつながることから、施策の主旨やその効果については、議員と同じ認識をもつところであります。そのようなことから、結婚支援を推進する団体等の活動状況も把握しながら、地域支援活動の一環として実行できるよう、検討を進めて参りたいと考えております。</p> <p>また、円滑な行政運営と住民サービスの向上を図る目的で行政組織の見直しを行い、設置する「地域支援課」は、「協働のまちづくり」へ向け、自治会活動や地域の生涯学習、そしてスポーツ活動の促進など、地域に密着する各種事務事業を一元的に支援する体制を整えるものであります。今後は、円滑な対応が図れるよう、広報への掲載はもとより自治会長会議や関係団体への説明など、積極的な周知に努めてまいります。</p>	

【問】 2 元気な自治会へ	10番 小清水 招男
<p>町は来年度の最重点施策の一つとして、「協働のまちづくり」を掲げて推進する計画と伺っています。</p> <p>しかし、この施策の主要パートナーである自治会は、残念なことに隣近所の希薄化や、各戸の個別化が見受けられ、自治会活動が低迷する傾向とされます。さらに高齢化が、この傾向に拍車をかけていることが散見されます。</p> <p>私は「協働のまちづくり」達成のため、自治会活動を元気にする必要があると考えます。そのためには、自治会活動を支援する参加者支援策、会員増加策や活動活性化策の提案をしますので、町長のお考えをお尋ねします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、参加者支援策として、町民全員を対象にしたボランティア保険に加入すること。 2、会員増加策として、自治会加入促進用広報チラシ等を窓口で配付すること。 3、活動活性化策として、健康づくり運動、サロン活動などの福祉向上に、各自治会に専任の普及員を設置すること。 <p>以上の施策も加えることにより、協働のまちづくりが実施できる土台ができると考えます。</p>	
【町長答】	
<p>地域特性を生かした自主的な住民活動をする自治会では、安全・安心な生活や暮らしやすい環境を維持向上するための諸活動が、長年にわたり住民相互の連帯意識を維持しながら行われてきました。</p> <p>しかしながら、核家族化や多様な就労形態などによる自治会加入者の減少と高齢化により、自治会におけるコミュニティーの維持や、その運営面においても様々な問題が生じております。</p> <p>そのような状況下、本町では協働のまちづくりへ向けた取り組みの一環として、平成24年度から「地域支援課」を設置し、自治会活動の支援や住民自らが考え、行動する様々な地域活動を支援する施策を計画する中、さらなる住民活動の促進に関してご提案をいただきましたことから、順次答えさせていただきます。</p> <p>1点目についてですが、かねてから町民の自主的活動を支援するための保険制度の創設についてご提案をいた</p>	

だいておりましたが、情報収集や先進事例等を検証したなかで、保険制度へ加入する関係経費を新年度予算に計上させていただいております。今後、自治会や各種団体等への保険制度内容やその取り扱い方法等の周知を図るとともに、住民の社会参加を促進するための啓発活動にも努めてまいります。

2点目についてですが、現在、役場の転入窓口で自治会加入に関する情報提供を行っておりますが、自治会活動への参加意識の希薄化により、地域において共に助け合い、行動する福祉や環境、防災活動への影響も懸念されております。そのようなことから、提案の趣旨を十分認識して、今後自治会連合会に諮りながら、共に課題整理や取組方針などについて検討をしていきたいと考えております。

3点目についてですが、新たな自治会役員の選出ではなく、協働化を推進するための地域のリードオフマンの役割を役場職員に求められていると認識するところですが、自治会活動の活性化に向けたご提案の主旨は理解いたしますが、役場職員の経験年数や業務の習熟度などにより、期待に添えるような体制づくりは課題も多く、検討を要すると認識しています。

そのようなことから、平成24年度に設置する「地域支援課」を中心として、出前講座や事業の地域説明会などを通じ、町の政策がより地域に浸透し実践的な活動が生まれ、継続化できるよう支援体制を充実してまいりたいと考えております。

【問】 3 農業者高齢化対策を

7番 原 憲三

本町でも農業者の高齢化が進んでいますが、このままにしておきますと荒廃地がますます増えていく可能性があります。果たしてこのままでよいのでしょうか。

農業や農村に関心を持ち、「自然の中で農作業をしてみたい」「農繁期の農家の手助けをしたい」という方に、農家に滞在して指導を受けながらボランティアで働いていただき、寝食をともにしながら働き、ファームサポート（援農ボランティア）で農作業体験ができ、高齢者の農家や専業農家の手助けをしていただくなどいかがですか。

そこで次の点を伺います。

- 1、農業者の高齢化が進んでいますが、今後の高齢化対策はどのような考えですか。
 - 2、荒廃地対策の一貫として実施してきました茶業の今後は、どのように考えていますか。
- また、茶業の次の対策はどのような考えですか。
- 3、ファームサポートの確立の考えはないですか。
- 以上3点について、お伺いします。

【町長答】

1点目についてですが、農業者の高齢化対策は全国的な課題となっており、2010年世界農林業センサスでは、本町の基幹的農業者の平均年齢が5年前の調査から3歳上昇し、69歳となっております。

農業者の高齢化が進む中で、後継者の離農等担い手不足から耕作放棄地は増加傾向にあり、国では平成21年12月に農地の有効利用等を目的に農地法の一部改正がされ、一般法人の農業参入の許可や耕作放棄地対策を組み込み、農地の集積や新規就農者等に対する支援を行っていくこととしております。

本町においても、国県の動向を踏まえ、持続できる農業を推進すべく、地域農業再生協議会を設立し、農業者の高齢化対策の課題等、総合的に取り組んでまいります。

2点目についてですが、茶業振興については、平成17年度より農家の高齢化対策や耕作放棄地の解消を目的に推奨してまいりました。

平成22年度に中井町茶業振興計画を策定し、栽培面積の拡大だけでなく、摘採機等の管理機器や輸送方法等の支援策も検討を始めております。

昨年は281aで2,806kgの摘採があり、産地化に向け一歩を踏み出したところであります。東京電力原子力発電所の事故により厳しい環境におかれましたが、生産者が引き続き安心して栽培が出来るよう県や農協等の関係機関と連携し、茶業振興に向けて継続した推進を図ってまいります。

「茶業の次の対策はどのような考えですか」についてですが、農業の担い手育成や確保及び農地の有効利用の観点から、農業法人等の参入による農業振興策などを、地域農業再生協議会で検討していきたいと考えております。

3点目についてですが、農業者の高齢化対策は本町においても必要なことであると考えております。労力不足により、やむを得ず農地が管理出来なくなっている農業者も、多くなってきていることも承知しております。

ファームサポートとは、農繁期に農家の手伝いをする農業ボランティアと認識しております。農家負担の軽減や高齢化対策に農業ボランティアの必要性・有効性は感じておりますが、どれだけの農家が農業ボランティアを必要とされ、ボランティアの受け入れが可能なのか、調査・研究を行いたいと考えております。

【問】 4 中央公園における指定管理者制度の導入について	1番 金子 正直
<p>中央公園の指定管理者制度導入については、指定管理者に公の施設の使用許可権限を与えることで、より実態に合わせた管理が可能になり、民間事業者等のノウハウが発揮されることにより、施設機能のさらなる向上が期待できるなど、多様化する町民ニーズに対応し、効果的・効率的な施設管理による経費の縮減等を図れることが想定できます。</p> <p>今後は、地方自治法の規定に基づき、指定管理者の指定を議決するにあたり、その選定過程は重要な点であると考えます。</p> <p>そこで、次の項目について伺います。</p> <p>1、指定管理者の選定方式は、プロポーザル方式（提案方式）で行うと聞いていますが、その手続きはどのようになりますか。</p> <p>2、指定管理者の選定を行う組織構成や、そこでの審査、評価項目などの選定基準をどのように考えていますか。</p> <p>3、町民のニーズを提案書に反映できるよう、町によるワークショップ(研究集会)での意見集約や利用者の満足度調査などを実施し、その後、そこでの意見を考慮して提案書を作成するよう、応募要領に明記する方法がよいと思いますが、いかがお考えですか。</p>	
【町長答】	
<p>中井中央公園は17.8ヘクタールの面積を有し、子どもからお年寄りまで、誰もが集い楽しむことのできる施設整備を進めてきた都市公園で、開園時から多くの方に利用をいただいております。</p> <p>町では、民間事業者の経営ノウハウを活用することで、町民をはじめ公園利用者へのサービスの向上と管理に要する経費の節減、さらには効率的で効果的な管理運営を行っていくため、平成25年4月から指定管理者制度を導入することとしました。現在、指定管理者への移行を円滑に進めていくため、募集要項等の作成をはじめ、諸手続きに必要な事務作業を進めております。</p> <p>1点目についてですが、指定管理者の選定にあたっては、専門知識の技量等が確認できるプロポーザル方式を採用することとしました。</p> <p>6月には応募条件等を付した募集要項等を公表し、8月末を申請者からの企画・提案等の受付期限に予定しております。その後、10月に申請内容等の説明を受ける選定委員会を開催し、指定管理者に相応しい事業者を選定してまいります。</p> <p>なお、選定結果は町のホームページ等を通じて公表し、12月の定例議会には事業者の承認手続きに関する議案を提出させていただく予定であります。</p> <p>2点目についてですが、選定を行う組織は、町職員と外部の人からなる「指定管理者選定委員会」を設け、選定基準に基づき審査を行う予定であります。</p> <p>このたびの募集要項等には、申請者からの自主事業の企画・提案の外に、事業主体の経営状態や施設の適正な管理運営の基本的な理念、業務水準の維持向上と管理費の削減方策、そして生きがい事業団等の活用に関する項目などを明記し、これらを評価項目とした選定基準を定めてまいります。</p> <p>3点目についてですが、ご質問にありました思いは理解できますが、今後の日程等からワークショップの開催は厳しい状況ですので、ご提案の件を実施する考えはありません。しかしながら、利用者からのご意見等に耳を傾け、管理の改善とサービスの向上に、誠実に対応する体制づくりは求めてまいりますので、これら必要な事項は募集要項にはしっかりと明記させていただきます。</p> <p>いずれにしましても、本町では初めての指定管理者制度の導入であり、公園を利用される町内外の利用者等から良い評価がいただけるよう、しっかりと取り組んでまいります。</p>	

【問】 5 にぎわいと活力のあるまちを	3番 二宮 卓悟
<p>第5次中井町総合計画後期基本計画は、平成23年度から5カ年の計画で、昨年の地区懇談会で町の将来像としての取り組みを説明されました。</p> <p>「入るを量りて出ざるを制す」は、町長の政治姿勢として評価されています。基本目標の4では、「にぎわいと活力のあるまち」は入るを量る施策として、計画的な土地利用、活力をもたらす産業の創造、交流を創りだすまちづくり、定住を支えるまちづくりの実現は町民の願いでもあり、町の発展に欠かすことはできません。</p> <p>財政状況が一段と厳しさを増していく中、活力の源は財源の確保であり、基本目標4の主な事業を重点に質問させていただきます。</p> <p>1、南部地区・インター周辺地区の土地利用、企業誘致は。</p> <p>2、インター周辺にまちの駅の検討は。</p> <p>3、町のセールスポイントを活かしたタウンセールスの推進は。</p> <p>4、定住促進のための医療機関の誘致は。</p> <p>5、中央公園の利活用促進のため、諸施設の利用が見込まれる団体へのPRは。</p> <p>以上、次世代に希望を引き継ぐ、にぎわいと元気が出るまちを実現する具体的内容と、現在の状況について質問いたします。</p>	

【町長答】

平成23年度から平成27年度までの、5カ年に亘るまちづくりの基本指針とする、第5次中井町総合計画では、町内外の人が訪れ、町民との交流が活性化し、企業活動や住民生活の利便性が向上する「にぎわいと活力のあるまちづくり」への取り組み方針を示すとともに、その実現化に向け、鋭意努力をしております。

その中で、何点かご質問いただきましたので、順次、答えさせていただきます。

1点目についてですが、ご承知のように南部地区は県住宅供給公社が主導となり、区画整理方式による整備に向け、準備組織を設置し、企業誘致の取り組みを継続して行っておりますが、長引く景気低迷の影響も受け、一向に進出企業の目途もつかず、開発計画が停滞している状況にあります。

このような状況下、黒岩県知事が提唱する、メガソーラー構想の事業用地の候補地推薦依頼がありましたことから、早々、公社や地権者と協議し、面積規模や本構想実現に立地要件も良いことも理由に、候補地として提案をしております。現在、南部地区を含み、県内12カ所が対象地として公表されておりますが、今後、関連企業等の意向を注視するとともに、活用の方向性が見えてくることを期待するところであります。

また、インター周辺地区については、進出を希望する企業と土地利用に関する協議を行うとともに、各種法規制やその対処方法について、庁内での検討や県関係機関との調整を行っております。いずれにしても、この地域は市街地にも近接し、利便性にも恵まれていることから、インター周辺の道路計画との整合化を図りながら、土地利用を誘導してまいりたいと考えております。

2点目についてですが、軌道敷のない本町では、東名高速道路から降りた玄関口として、インター周辺は利便性も高いことから、情報発信機能や交流拠点、そして、地場産品の販売などの場としての期待があります。

インター周辺の土地を所有する企業では、商品販売機能を有する施設整備の検討を行うということから、その検討に併せて、来訪者が自由に利用できる休憩場所や地場産品の販売、そして地域情報を提供する機能を備えた「まちの駅」の設置の可能性について、今後、産・官協働で検討して行きたいと考えています。

3点目についてですが、タウンセールスは、町の知名度の向上とイメージアップを図り、定住化や交流人口の拡大、そして企業等の誘致にもつながることから、地域の活性化に資する目的を持って推進してまいります。特に、町の特長である自然やおいしい水、中央公園や巖島湿生公園などの憩いの場、先進的に取り組む子育て支援対策など、町の魅力や特性を全国にも発信するため、ホームページへの掲載やトップセールスの実施、さらには事業所や通勤者等にも協力いただき、「協働」の取り組みとして推進してまいりたいと考えています。

4点目についてですが、身近なかかりつけ医は、安全・安心な住民生活の維持に重要なものであります。町内には開業医もありますが、ご承知のように井ノ口地域には、長年にわたり歯科以外の医療機関がありません。そのような状況下、開院を希望する機関からの照会もありますので、実現ができるよう関係者と協力しながら取り組んでまいります。

最後に5点目についてですが、県西地域2市8町及び秦野市、二宮町、大磯町などの周辺市町との公共施設相互利用協定の締結により、それぞれの施設が所在する市民・町民と同じ料金で利用できるようになっており、広報やホームページなどで周知も行われています。また、中央公園内の直売所をはじめ、園内の受付窓口には、公園をPRするパンフレット等を配架しており、インターネットの普及や利用者からの口コミなどで、県外の団体等の利用も近年増加しております。今後は、施設管理を指定管理者へ移行する予定であります。タウンセールスと連携して、民間の発想によるPR活動が進むよう、努めて参りたいと存じます。

【問】 6 地域通貨の今後は

8番 岸 光男

地域通貨はある一定の地域で流通する通貨で、地域経済の活性化や、コミュニティに新たなつながりを生み出す媒体として発行されています。

町でも、23年度から運営主体を行政とし、「町民協働による環境対策事業」の中で、新たに取り組みされました。開始から一年が経過し、24年度からさらに拡大を図り、町民活動の促進と経済活動の活性化を推進されます。地域通貨事業は、「協働のまちづくり」を進めるうえで、多岐にわたる可能性を秘めている施策と考えています。そこで次の3点を質問します。

1、新年度、事業拡大を図りましたが、検証した結果をどう反映されていますか。

2、交付事業は、なかいクリーンタウン運動のクリーンウォーキング、グループ美化清掃、エコモニター事業の各参加者に限られていますが、目的は達成できますか。

3、福祉サービスやボランティア等、交付事業拡大の考えはありますか。

以上、お尋ねします。

【町長答】

中井町地域通貨事業につきましては、エコモニター事業を実施するにあたり、環境施策の推進のみではなく、併せて地域経済の活性化を図ることを目的として実施し、現在は、町の主旨にご賛同いただいた28店舗に地域通貨取扱店として登録していただいております。

1点目につきましては、本制度を開始してようやく1年が経過しようとしている段階であり、検証といえるほどのことは行っておりませんが、制度開始前から町内での地域通貨の循環率の向上や換金の年度間払い等を課題と認識していたため、地域通貨に半年間の有効期限を設け運用しております。現在のところ、制度上の不具合は確認されておりませんが、来年度以降、これらの課題を検証しながら、よりよい制度の運営に努めてまいりたい

と考えております。

2点目のにつきましては、2月末現在で519枚259,500円相当額の地域通貨を発行しております。本年度につきましては、試行的な意味も含めての実施のため、金額的には少額ではありますが、町外に流れていた可能性のある現金等が、間違いなく町内で消費されることは微力ではございますが、地域活性化の足掛かりになったのではないかと考えております。

3点目については、地域通貨の対象事業を平成23年度の環境関連事業及び農産物品評会の報償費に加え、平成24年度は新たに、各種事業の報償費やイベントの参加賞・記念品等、対象事業を拡大し、さらなる地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

地域活性化を図るためには、さらなる地域通貨の増額が必要であると認識しておりますので、今後も交付事業を拡大し、地域通貨制度のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

【問】 7 防災計画はボトムアップで

5番 戸村 裕司

東日本大震災の復旧・復興に力を注いでいる中、新たな想定のもと、地域防災計画の策定が急がれます。近年、自助・共助・公助が唱えられ、とりわけ被災者の身になり、共助の主体となる町民一人ひとりの自助の力こそ、被害を最少に食い止める鍵になるのは確かです。しかしながら、今回の未曾有の被害に私たちの安心神話も揺らいだのは事実です。

現実的な防災体制づくりに自助の力を育み、共助へと促す具体的な情報提供・合意形成・役割分担が必要であり、それが地域防災計画にも反映されるべきと考えます。また広域連携も平時の備えが必要です。

そこでお伺いします。

1、被災地への職員派遣を含む東日本大震災からの経験は、地域防災計画にどのように活かされますか。また、計画の進捗状況は。

2、災害履歴や危険区域箇所をまとめた自然災害回避情報（アポイドマップ）を集約し、公開する考えは。

3、教育施設の避難体制の共有化及び保護者、地域との連携強化の考えは。

4、自助を促す防災教育・啓発活動への取り組みは。

5、災害ボランティア体制づくりは。

6、広域連携、とりわけ海辺の市町との協力体制を強化すべきではありませんか。

【町長答】

昨年、3月11日に発生した東日本大震災は1年が経過しようとしておりますが、放射能問題やがれきの処理など、まだまだ復興には長い期間と労力がかかる状況であります。私としても、被災地の1日でも早い復旧、復興を心から願うばかりでございます。それでは、順次ご質問にお答えいたします。

1点目については、町では避難所の運営支援として、8名の職員を宮城県石巻市の避難所へ派遣しました。今回の防災計画の見直しには、その体験を活かした避難所の運営方法や帰宅困難者対策、一時滞在施設の事前指定、開設基準の作成、町内企業との連携等、また、災害ボランティア受入体制の充実強化など平成24年度中に県との協議に諮れるよう進めております。

2点目については、本町における過去の自然災害の中で、今も町民の記憶に残る災害は、昭和47年9月に発生した集中豪雨で、町内では43箇所の崖崩れが発生しました。これらは、平成元年に県がまとめた急傾斜地崩壊危険区域を含めたアポイドマップにまとめられており、要望があれば町でも閲覧することができます。

現在、県では、土砂災害防止法に基づく「土砂災害特別危険区域」の指定の有無を判断するため、町内全域において現地調査を行っております。町では、これらの調査結果を踏まえ、県と連携を取りながらハザードマップの作成と町民への公開を行い、自然災害からの被災軽減に努めてまいります。

3点目については、昨年7月に改訂された県教育委員会が示した「学校における地震防災活動マニュアルの作成指針」に基づいて、8月に町教育委員会より「園・各学校の防災計画の見直しの観点」を示し、避難体制の共有化を含め園・各学校と協力して防災計画の見直しを進めています。

今後は、子どもの発達段階や園・各学校の状況に応じて、具体的な場面を想定した、より現実的な防災計画とするためPTAとの連携を考えております。

4点目については、現在、地域住民の防災意識を高めるために、防災リーダー等を対象に研修会や防災講演会に参加していただいております。また、町ホームページにおいて災害時の心構えなどをわかりやすく掲載し、啓発活動をしています。今後は、町民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。」ことが大切でありますので、あらゆる機会を通じ、自主防災の重要性の普及に努めてまいります。

5点目については、東日本大震災や過去の大きな災害を見ましても、日本国民のもつボランティア意識の高さがうかがえ、災害時には大きな期待が寄せられるものと考えます。本町では、災害ボランティア活動を進めるうえで、全国ネットワークを持ちコミュニティーを推進する社会福祉協議会が、過去の災害等を踏まえ「災害における対応マニュアル」を作成し、災害ボランティアの受け入れや派遣等についての取り組みを進めております。今後、社会福祉協議会や関係機関等と連携して、災害ボランティアの体制づくりに努めてまいります。

6点目については、私としても津波による被害を目の当たりにしますと広域的支援に取り組むことは、重要な課題であると認識しております。

現在、町では小田原市、湯河原町、真鶴町の海辺の市町村を含む県西地域2市8町で「災害時における相互援助に関する協定」を締結し、食糧、飲料水等の供給、被災者の救出、医療、防疫、資機材の提供や物資の提供、

避難住民等を一時収容する施設の受け入れ、救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣等を相互に援助協力することになっております。

また、県でも、市長会・町村会からの提言を受け、東日本大震災のように被害が広範囲に及ぶ災害に対応するため、県内の市町村をいくつかのブロックごとに区分けし、市町村間の迅速な応援体制づくりを構築し、安全で安心なまちづくりを目指しています。

【問】 8 里山の再生をめざして

2番 曾我 功

人口1万人を切った本町は、地域内で再生可能エネルギーを活用した、自立分散型地域づくりを行うのに最適な地と考えます。東日本大震災と原発事故により、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりが課題となってきました。このために地域で十分に活用されていないエネルギー等の資源を活用することが、地域振興や災害時の安全保障になります。

そこで、町でほとんど活用されていない里山について質問いたします。里山はかつて地域生活をしていくうえで、重要な役割を果たしていました。薪としての燃料、農業での堆肥の原料、水源涵養、子どもたちが自然とふれあう遊び場、良好な景観など多岐にわたっています。しかし、燃料や堆肥としての原料の役割が薄れた現在、その一部の機能を失い、荒廃化が進んでいます。

大震災以降、分散型次世代エネルギーシステムへの移行が、今まさに議論され始めています。エネルギー資源としての木材を見直すべきです。

町では里山の再生は、総合計画にも環境基本計画にも重要な施策として位置づけられていますが、具体的にどのように推進してきたか、その結果の評価、また今後の進め方についても伺います。

【町長答】

本町の山林は、約696.5ヘクタールで町域の約35パーセントを占めております。

森林は、資源としての木材やキノコ等の林産物を生産する場のほか、土砂災害等を防止する機能、渇水や洪水を緩和し良質な水を育む水源涵養機能、生物多様性の保全、地球温暖化防止機能等、人が生活する上で欠かせない多くの環境保全機能を有しております。

また、四季の変化により様々な自然景観を形成し、水面や田園・里山の風景と合わさることで、より美しい景観を保ち、子どもの豊かな心を育み、自然と緑にふれあいながら学ぶ体験学習の場や健康づくりのために自然散策等を楽しむ場としても活用されております。

町では「第5次中井町総合計画」で水と緑の保全・活用の観点から、森林・里山の保全と緑化や自然生態系の維持管理、また、里山の再生と環境整備の観点から里山を舞台とした交流事業や里山の景観づくりを推進しております。

「中井町環境基本計画」においても重点プロジェクトに森林・里山保全維持管理プロジェクトを位置づけ事業を推進しております。

具体的な推進内容としては、荒廃した森林を整備し、森林本来の保水機能を高め、町の貴重な地下水の涵養を目的とする水源の森林づくり事業を実施し、平成23年度末までには32.9haの整備が完了するところです。

また、整備後の維持管理に民間の力を活用するという観点から、森林づくりボランティアの実践活動場所としての提供や中井町商工振興会に里山整備への協力をいただいております。

これらの事業に対する評価といたしましては、環境基本計画において毎年、評価を行っており、里山の保全については、その必要性・重要性が高く、関連する各種事業は継続して実施すべきであるという評価をいただいております。

町としましても、森林・里地里山の保全は各計画にも位置付けておりますように、大変重要度が高いという認識を持っておりますので、町の財産である水と緑の維持保全のため、継続して現在行っている各種事業を推進してまいります。

【問】 9 (1) 経済と国民生活のさらなる悪化をまねく消費税増税に反対を

15番 小沢 長男

政府は年金支給額の削減、年金開始年齢を68から70歳に引き上げ、70から74歳の病院窓口負担1割を2割に、介護利用料を引き上げ、保育の公的責任放棄など社会保障改悪を検討しつつ、社会保障の安定財源として、消費税を10%に増税すると決めました。

財界の言いなり政治の下に、大企業はリストラを進め、失業率は高止まりし、国民は就職難、低賃金、雇用不安の中で厳しい生活を余儀なくされています。

日本の雇用の70%を占める中小企業・中小業者の50から71%は、仕入れに消費税を払いながら、販売価格に上乗せできなく、生活を切り詰めて消費税を納税しています。消費税増税は、中小企業の経営がますます困難になり、暮らしも経済も壊滅的打撃を受け、所得税も法人税も減少し、財政も悪化します。

消費税は価格に転嫁できる大企業は1円も負担しなくて済み、輸出大企業は消費税の輸出還付金(2008年には2兆5千億円)がありますが、低所得者にとっては過酷な税金です。

財政と町民の生活を守るためには、消費税増税に反対し、富裕層・大企業に課税を求め、大企業の巨額の内部留保を社会に還流し、国民の所得を増やして、経済を内需主導で、健全な成長の軌道にのせる民主的経済改革を求めることが必要と考えますが、お考えは。

【町長答】

少子高齢化の進行をはじめとした社会経済状況が大きく変化する中、政府は社会保障改革の全体像とともに、必要な財源を確保するための消費税を含む、税制抜本改革の方針である「社会保障・税一体改革大綱」を2月17日に閣議決定し、消費税増税を柱とする税制改正法案を今年度中に国会へ提出するとされました。

我が国では、現在、比類ないスピードで少子高齢社会が進み、社会保障関係経費の増大化は避けられない状態にあり、制度を持続させていくには改革が必要であることは、十分認識するところであります。一方、依然として続く円高による経済の低迷や企業活動の空洞化などにより、自治体の財政運営や多額の国債発行により維持されてきた国家予算も、大災害からの復旧・復興事業も加わり、非常に厳しい局面を迎えているところでもあります。

このような経済情勢の中では、社会保障の機能強化や維持のための安定財源を確保する税制改革の実施にあたっては、歳出構造の徹底した洗い直しによる経費削減と、政治改革・行政改革が一体的に実行され、国民の納得と信頼を得ることが必要と認識しております。

今後は、与野党内でも緊迫した局面が続くと予想されますので、国会審議の推移を十分に注視しながら、判断してまいりたいと考えております。

【問】 9(2) こども園化は慎重に、中村保育園は廃園すべきではない

15番 小沢 長男

町立の幼稚園・保育園を「こども園」への移行は、就学前のすべての子どもに必要な教育及び保育を平等に行うことのように考えられますが、真の狙いは、中村保育園を廃園し、井ノ口にまとめた経費節減にあるのではないのでしょうか。

学校教育法では「幼稚園の教諭は幼児の保育をつかさどる」としています。文部省・厚生省局長連名通知では、保育所の保育について「教育に関する事項を含み保育と分離することはできない」と定め、保育所保育指針では、保育とは「養護と教育とが一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成すると定義され、幼児の保育については、幼稚園教育要領に準じた内容で示されています。

ならば、複雑なこども園にすることなく、幼稚園・保育園それぞれの特徴を活かした中で保育と教育を分離・差別せずに進めては。

歩いて通えるところに保育園がある地域環境が必要です。阪神・淡路大震災のとき、近くに保育所があり、親は安心して復旧活動に従事できたことが伝えられました。中村保育園は廃園すべきではありません。

民主党政権は、保育園をこども園として、市町村の保育責任をなくして、保護者が保育園を探し契約し、働く時間帯だけ保育が認められ、その時間の保育料を保育所に払うことにします。

低所得者への対応は。

【町長答】

私は、少子化対策のため子育て支援を町政の最重要施策の一つと位置づけ、中学生までの医療費の無料化や子宮頸がん予防ワクチン接種助成などの諸事業にいち早く取り組んでまいりました。

さて、本町の乳幼児人口は、依然として減少傾向が続いております。加えて、全国的に保護者のライフスタイルや就労の変化に伴い、幼稚園と保育園の枠組みを越えた新たな仕組みが求められており、国においてもその対策が検討されているところです。

こうした状況に鑑み、町では以前から保護者の就労の有無・就労形態に関わらず、未就学児に同じ環境の下で保育と教育が受けられるように、幼保一体化の検討を進めてきたところであり、今般、幼保一体化施設の開設を進めることといたしました。

今後も、少子化が進む中で現在のように町立の3園を運営していくことは極めて困難なため、井ノ口幼稚園・井ノ口保育園の現有施設を最大限有効活用し、平成26年4月を目途に「中井町立こども園(仮称)」を開設することといたしました。

「こども園」では、0歳児から2歳児には従来どおりの保育を提供し、3歳児から5歳児には教育並びに保育を提供するとともに小学校との連携を推進・強化し、義務教育への円滑な接続を図ることとしております。

そのため、平成24年度から井ノ口幼稚園において、新たに3歳児を対象とした幼児教育を開始するとともに、幼稚園及び保育園の交流を深め、それに携わる職員の資質向上のための研修を行い、「こども園(仮称)」への円滑な移行を図ってまいります。

保育料については、国の総合こども園制度に準拠しての保育料を考えていますが、国の総合こども園の制度化が図られるまでの間は、それぞれ従来どおりの保育料を考えております。なお、低所得者には特段の配慮を考えております。

【問】 9（3）水道水質の改善と水道料金の値上げについて

15番 小沢 長男

平成22年度決算討論で、宮原水源で亜硝酸態窒素等の含有量がリットル当たり8.8mg検出されたことについて、水道水の水質基準は10mg以下ですが基準限度ぎりぎりでは良質の水とは言えず、亜硝酸態窒素は発がん性が問題視されているとして、町民の健康を考えて早急に改善をと求めました。

その後、宮原水源に富士見台配水池からの送水で薄めて、硝酸態窒素濃度を下げようと115万円余りをかけて送水管を延長しましたが、宮原水源への接続計画が新年度事業にはないと聞いています。なぜですか。

水質検査の基本方針では、「お客様に安全で、おいしい水を送り届けるための水質検査を行うことを基本方針として、水質検査を行う」としています。財政的に大変ではありますが水質検査結果を見て、水質の改善をしなければ何のための検査かが問われます。

宮原水源は、カルシウム・マグネシウム等、蒸発残留物は水質基準値を下回っていますが、おいしい水の要件数値を大きく上回り、これらも改善すれば、もっとおいしい水が供給できるのではないですか。

水道事業会計が厳しくなるとして、水道料金の値上げを図るとしていますが、この厳しい経済状況で、値上げをするべきではないと思いますが、以上の点について、考えをお伺いします。

【町長答】

町の水道事業は、全て地下水を飲料水としており、お客様からは“おいしい水と”評価をいただいております。これからも、水道水の安定供給とおいしくて安全な飲料水の供給に努めてまいります。

ご指摘の宮原水源ですが、水質基準値は下回っているものの、「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」の高い値が出る時もあり、引き続き水質結果については注意深く監視してまいります。抜本的な改善策としては汲み上げた原水を希釈する施設改修が必要であり、今年度はインター境幹線に埋設されている配水管からの引き込み管の布設工事を行ったところです。

最終的には、自動監視による希釈ができる設備に改修してまいりますので、今しばらくの時間をいただきたいと思います。

次に、水道料金の値上げについてですが、前回の料金改定は平成13年度に実施させていただいたところで、今日までコストの縮減等を図りながら、水道事業の安定経営に努めてきました。

しかしながら、昨今の経済事情等による使用量の減少や節水機器の普及による料金収入の伸び悩みは、今後の水道施設の老朽化や耐震化による改修経費の増加が見込まれる中、水道施設の維持管理と安定した経営を行っていくためには、必要最低限の水道料金改定を検討していく必要があります。